

令和二年六月十日提出
質問第二四四号

朝鮮学校とわが国の教育政策との関係に関する質問主意書

提出者
松原
仁

朝鮮学校とわが国の教育政策との関係に関する質問主意書

在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総連）ホームページの「ウリハツキョ一覽」に掲載されている朝鮮学校に関する次の質問に答えられたい。

一 教育基本法第二条第五号は教育の目標として「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定するが、朝鮮学校等の外国人学校にも適用されるか。

二 教育基本法第十六条は「教育は、不当な支配に服することなく」と規定するが、朝鮮学校等の外国人学校にも適用されるか。

右質問する。